

調査報告書

令和7年1月24日

東大阪市いじめ問題調査委員会

調査報告書

東大阪市長 殿

2025年1月24日

東大阪市いじめ問題調査委員会
委員長 山 口 崇

目次

第1 はじめに

- 1 事案の概要
- 2 諮問事項
- 3 当調査委員会の構成と会議開催の経過
 - (1) 調査委員の構成
 - (2) 委員会の開催経過
- 4 当事者に関する表示
- 5 調査の実施
 - (1) 資料等の精査
 - (2) 学校関係者からの聴取等
 - (3) 教育委員会関係者からの聴取等
 - (4) 関係児童からの聴取等
 - (5) 被害児童及びその保護者からの聴取
- 6 補足

第2 前提事実

- 1 学校の概要
- 2 学校の体制等
- 3 周囲から見たX
- 4 Xに関する学校の記録
- 5 いじめに対する学校等の体制

- (1) 方針などの定め
- (2) いじめ対策組織
- (3) いじめアンケートの実施状況
- (4) 2022年度以前の教師に対する「いじめ」に関わる研修の実施状況
- (5) 児童生徒らへの人権教育の実施
- (6) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について
- (7) 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会について

第3 被害児童への「いじめ」に関わる事実経過

- 1 6年生進級当時の状況
- 2 6年生の4月当時の状況
- 3 6年生以前のこと
- 4 不登校になって以後の状況
- 5 Xの現在の状況

第4 本件においてXへの「いじめ」と考えられる事実

- 1 「いじめ」の定義
- 2 具体的な「いじめ」事実の認定
- 3 小括

第5 本事案における学校・教育委員会の課題・問題点

- 1 いじめ防止のための取り組みの観点からみた課題・問題点
 - (1) 学校
 - ア 学級運営の視点での問題
 - イ 人権・いじめに関する教育の不足
 - ウ 教員研修の実施についての問題
 - エ 校内でのいじめ対策委員会の活用が不十分であること
 - (2) 教育委員会
 - ア 人権教育の推進の不足

- イ 教員研修の徹底が尽くされていないこと
 - ウ 市常設のいじめ問題サポート専門委員会の活用の整理が不十分であること
- 2 いじめ早期発見のための取り組みの観点からみた課題・問題点
- (1) 学校
- ア 情報の共有が十分できていないこと
 - イ 専門職活用の視点に欠けたこと
 - ウ 配慮の必要な児童への理解が不十分であること
- (2) 教育委員会
- ア 報告制度の整備が不十分であること
 - イ いじめ問題サポート専門委員会の活用が十分ではないこと
 - ウ 配慮を要する点のある子への丁寧な対応の視点に欠けること
- 3 いじめ発見・通報を受けたときの対応の観点からみた課題・問題点
- (1) 学校
- ア 組織対応での問題点
 - イ 記録を作成する視点が欠如していること
 - ウ 法律及び基本方針を意識した取り組みが不十分であること
- (2) 教育委員会
- ア 教育委員会による学校への積極的な関与助言が不足していたこと
 - イ 学校において活用しやすい専門家による相談制度の不足
 - ウ 学校への「いじめ」対応その他の対応に関する周知方法の再検討
- 4 いじめ対策委員会の開催と関係者間の情報共有の観点からみた課題・問題点
- (1) 学校
- ア 基礎資料の不存在
 - イ 法律に則ったいじめ対策委員会開催の不備
- (2) 教育委員会
- ア 記録作成が十分でなかったこと
 - イ 専門家への相談及び結果の学校との共有の不足

5 いじめられた児童又はその保護者への支援の観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 保護者への寄り添い姿勢の欠如

イ 児童の個性に配慮した支援の不足

ウ アセスメントとそれに基づくプランニングの不足

エ 事後的対応の問題点

(2) 教育委員会

ア 保護者からの連絡と危機感の共有の不足

イ 教育委員会からの積極的関与・助言の不足

6 いじめた児童への指導又はその保護者への助言の観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 指導が十分なされていない可能性

(2) 教育委員会

ア 学校に対する助言、支援が遅かったこと

7 いじめが起きた集団への働きかけの観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア いじめの下地が見過ごされていた可能性

(2) 教育委員会

ア 人権教育・人権啓発の不足

8 その他の課題・問題点

(1) 学校

ア 学校側の対応に油断があった可能性

イ 保護者対応における課題

(2) 教育委員会

ア 過去の類似事例の存在と「いじめ重大事態」調査の実施に対する評価が不十分であったこと

イ SCをはじめとする専門家の活用の不足

第6 課題・問題点を踏まえた再発防止の改善策

1 いじめ防止のための取り組みの観点からみた改善策

(1) 学校

ア 子どもの最善の利益を実現する学級運営の実施

- イ 人権教育・いじめ予防授業のさらなる充実
 - ウ 教員の能力向上のための研修の実施と充実
 - エ 校内いじめ対策委員会のさらなる積極的な運営・活用
- (2) 教育委員会
- ア 人権教育のさらなる推進と実効性の確保
 - イ 教師の能力向上のための研修の実施とさらなる充実
 - ウ 市の常設のいじめ問題サポート専門委員会の制度の整理とさらなる活用
- 2 いじめ早期発見のための取り組みの観点からみた改善策
- (1) 学校
- ア 情報共有体制の構築と充実
 - イ 専門職の積極的活用
 - ウ 配慮を要する児童への対応と理解の促進
 - エ 効果的ないじめ対策アンケートの実施
- (2) 教育委員会
- ア いじめ報告の制度の整備の必要性
 - イ いじめ問題サポート専門委員会のさらなる活用
 - ウ 配慮を要する児童生徒に対応する制度の整備と教員の能力向上
 - エ 専門職の積極活用に向けた周知・広報の徹底
- 3 いじめ発見・通報を受けたときの対応の観点からみた改善策
- (1) 学校
- ア いじめ防止基本方針による組織的対応の明確化
 - イ 学校の対応についての記録作成の徹底
 - ウ まとめ
- (2) 教育委員会
- ア 教育委員会による学校への積極的な関与・助言
 - イ 専門職による学校の相談機関の整備
 - ウ 学校への情報周知方法の再検討

エ いじめ防止基本方針の改定

4 いじめ対策委員会の開催と関係者間の情報共有の観点からみた改善策

(1) 学校

ア 対応にあたっての基礎資料の作成

イ いじめ対策委員会への専門職の出席等を求めること

(2) 教育委員会

ア 記録作成を積極的に学校に勧めること

イ 専門家への相談と学校への情報提供・情報共有

5 いじめられた児童又はその保護者への支援の観点からみた改善策

(1) 学校

ア 被害児童・保護者に対して寄り添う姿勢をより前に出す必要性

イ 子どもの個性に配慮した支援の充実

ウ 学校の姿勢のあり方の改善

(2) 教育委員会

ア 保護者からの連絡の共有

イ 事案に対する危機感の共有

6 いじめた児童への指導又はその保護者への助言の観点からみた改善策

(1) 学校

ア 加害児童への適時・適正な指導の実施

(2) 教育委員会

ア 教育委員会による積極的な関与

7 いじめが起きた集団への働きかけの観点からみた改善策

(1) 学校

ア いじめの下地となる動きを見過ごさないための対策

(2) 教育委員会

ア 人権教育・人権啓発のいっそうの充実

8 その他の改善策

(1) 学校

ア 一貫性と緊張感を維持した継続的対応を行うこと

イ 事案に対する丁寧な見立てを行うこと

(2) 教育委員会

ア 過去の類似事例の存在と調査報告の結果から学ぶべきこと

イ SCをはじめとする専門家の活用

第7 まとめ

本文

第1 はじめに

1 事案の概要

2022年5月2日以降、被害児童が当時在籍していた小学校（以下、「当該校」とする）に登校できなくなった事態を受け、同年8月29日、東大阪市教育局教育委員会において「いじめ重大事態（不登校）」として、学校を主体とする調査の実施が決定された。

その後、調査完了を受けて2022年10月17日に学校から教育委員会に対して10月17日付調査報告書（以下、「28条調査報告書」として引用する）が提出され、同月24日、被害児童宛に説明・手交がなされた。

同年12月23日には、28条調査報告書に基づく調査結果が公表された。

28条調査報告書が提出されたことに対し、2023年1月26日、被害児童及びその保護者から、28条調査報告書の内容に対して再調査を希望する内容の同月23日付意見書が提出された。

本調査報告書は、以上の経過からいじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、東大阪市からの諮問を受け、必要な調査を行い、作成されたものである。

2 諮問事項

2023年（令和5年）2月24日付で、当調査委員会が東大阪市長より再調査について諮問を受けた事項は、次のとおりである。

① いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づき、2022年10月17日付で教育委員会から市長へ報告のあったいじめ重大事態に対し、2023年1月26日付で提出された再調査を求める意見書において、聞き取り調査の結果に相違があるとされる点に対する調査・検証

② 上記①に基づく、いじめ防止対策に関する提言

3 当調査委員会の構成と会議開催の経過

(1) 調査委員の構成

山 口	崇（弁護士）
網 谷	英 子（大阪府人権擁護委員連合会）
巽	葉 子（臨床心理士）
牧	郁 子（国立大学法人大阪教育大学）

(2) 委員会の開催経過

第1回	2023年2月24日
第2回	2023年4月6日
第3回	2023年4月27日

第4回	2023年5月25日
第5回	2023年6月22日
第6回	2023年7月20日
第7回	2023年8月7日
第8回	2023年8月18日
第9回	2023年9月21日
第10回	2023年10月13日
第11回	2023年11月13日
第12回	2023年11月19日
第13回	2023年12月11日
第14回	2023年12月25日
第15回	2024年1月22日
第16回	2024年2月19日
第17回	2024年3月8日
第18回	2024年4月8日
第19回	2024年5月2日
第20回	2024年5月31日
第21回	2024年6月27日
第22回	2024年7月18日
第23回	2024年8月8日
第24回	2024年9月2日
第25回	2024年9月19日

4 当事者に関する表示

当事者について、本報告書において、プライバシーなどに配慮して、次のとおり表記する。なお、肩書については2022年度（令和4年度）当時ものである。

（被害児童の関係）

X＝被害児童本人

Y＝被害児童Xの母親

（学校関係者）

A＝校長

B＝教頭

C＝

D＝

E＝

F＝

（教育委員会関係者）

G＝教育委員会担当主幹

5 調査の実施

（1）資料等の精査

当調査委員会では、学校及び東大阪市教育委員会から必要と考える各機関の所有する資料の提供を求め、適宜その資料の提供を受けた。また以下に述べるとおり、関係者らから聴取を実施した。

（2）学校関係者からの聴取等

学校関係者について次のとおりの日程で聴取を行った。

①2023年7月20日

②同年8月7日

③同月18日

(3) 教育委員会関係者からの聴取等

Gからの聴取を次のとおりの日程で聴取を行った。

①2024年2月19日

本報告書で指摘する課題等に関して次のとおりの日程で教育委員会関係者と協議を実施した。

②2024年8月8日

(4) 関係児童からの聴取等

加害とされる関係児童からの聴取については、既に前提となる学校における調査の段階で、複数回にわたり聴取・調査が実施されていること、本件調査の時点で時間が経過しているため新たな事実が発覚する可能性は乏しいと考えられることなどを踏まえ、改めて聴取することは行わないことにした。

(5) 被害児童及びその保護者からの聴取

①被害児童Xからの聴取

2023年11月19日に実施した。

②Xの母親Yからの聴取

2023年12月25日に実施した。

6 補足

本調査報告書において、「いじめ」の定義は、いじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」に従う。

本調査報告書は、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、上記の諮問事項の調査とともに、被害者であるX及び保護者に対し情報を適切に提供することを目的とする。

なお、本調査報告書を訴訟等において証拠資料として利用されることを想定するものではないほか、関係児童ら、教員個人、教育委員会の法的責任の有無等に関する判断を行うものではないことを付言する。

第2 前提事実

1 学校の概要

被害児童に対して「いじめ」が認知された当該校は、2022年当時、全校児童数■■■■名であり、被害児童が所属していた6年生に在籍する児童は■■■■名であった。このうち、6年1組には■■■■名の児童が在籍し、6年2組には■■■■名の児童が在籍していた。

「いじめ」事実が確認されたのは2022年度であるが、当該校の「いじめ」の認知状況については次のとおりであった。

	「いじめ」認知件数	解消件数	重大事態該当事案
2021年（令和3年度）	13件	13件	0件
2020年（令和2年度）	7件	7件	0件
2019年（令和元年度）	3件	3件	0件

なお、参考までに、2018年度（平成30年度）のいじめ認知件数は2件（うち解消2件）、2017年度（平成29年度）の認知件数は0件（うち解消0件）とされている。

2 学校の体制等

- (1) ■は、校務分掌では6年生の生徒指導部会に所属し、6年生の理科の授業を担当していた。

■らによれば、学年経営は担任がメインになるが、■も学年団としてチームとして動いていた。

6年生時の担任である■、■は、5年生から引き続いて持ち上がりで担当となった。なお、そのような体制は宿泊を伴う行事があることから決して珍しくはなく、特段、学年に問題があったからではないとされている。

通常の情報共有について、職員室での席も近いため、■と■間では適宜行っていたとのことであるが、6年生を迎えるにあたり特に気を付けた事項はない。教員■によれば、5年生のときにケース会議などが行われていた記憶はない。

- (2) 教員■は、年度当初からの担当ではなかったが、Xの母であるYと当時の支援担当教員との間で、支援担当の変更が求められるなどした事態を受けて、X・Yとの関係で窓口となり、話を聞く機会が増えていったとされる。なお、教員■は、Xの1年生時の担任でもあった。

このような担当は、校長の指示により、会議の場で決まったとされている。教員Fによれば、「いじめ」対応と言うよりは、Yからの困りごとに対応する雰囲気であったと述べる。

当時、本来の支援担当教員は、Yからみれば、待ちの姿勢として見えていたとのことである。教員FからみたYは、適宜情報は提供を希望する人物であり、協力を得ることは可能と見ていた。なお、教員Fは、後の聴取において、Yと学校側との間の意思疎通の部分が薄かったかもしれないと述べていた。本事案が「いじめ重大事態」となった後は、教員■はX及びYのサポートとしての役割が大きかった。

教員■から見れば、Yは、Xが学校に来られない中、支援担当教員の変更や教員、関係児童に対する処分を求めているとの認識であった。教員■については、教頭Bが相談に乗るなどしていた。また体制としては、教員■がXの学習面などのサポートを行う体制を用意していた。なお、かつては、年度当初などにYとのやりとりも行われていたようである。

- (3) 校務分掌として、■は人権教育部、■は生徒指導部、■は健康安全部に所属していた。

- (4) 当該校では、いじめ防止基本方針とは別に、「生活スタンダード」との児童らの行動の指針となる対応方針が定められていた。

3 周囲から見たX

- (1) Xの2年生と3年生の担当をしていた■によれば、Xは滑舌の点を含めたコミュニケーションが得意ではなく、配慮が必要な児童であった。またXはうまく言葉で伝わらないと攻撃的な言葉を出すことがあった。Xが4年生の当時、Yと担任との間ではうまくいかないことがあった。

教員■は、Xについて、周囲から注意されたことに対して、きつい言葉を出してしまうことがあったが、教員からXのことについて周囲の子らに理解を求めているとしている。

教員■からみれば、6年1組の児童らは幼さがあるとのことであった。

- (2) 教員■は6年生当時のXの担任であった。教員■から見たXは、好きなこと興味のあることについては突き詰めるタイプとされるが、コミュニケーションにおいて相手と合わせることが苦手とされる。周りの子がそれを理解して助けるという感じで捉えていた。

また、5年生の段階でも、いじめとは言わずとも、トラブルは存在したことが認識されている。Xは、視線や見られているという感覚にも敏感な感じであるとのことである。一方的なからかいの対象になるという感じではなく、あまり自分から干渉や関わったりというところはなかったと感じている。

周りの子は、知らずにXに対し、上から目線になるような話し方になっているときはあったかもしれないと気になっていたことがある。

- (3) 教員Eは、Xのことを、こだわりがありそこを解決しないと前に進めないことがあるタイプと把握していた。当時の班編制からすると、あまりXに助け船を出すような子らはいない感じと把握していた。ただ、児童によっては、援助や気付きのある子らもいるはずだとのことであった。

- (4) 教員Fによれば、Xは、おとなしいタイプの子どもで、自分の世界に入ることがすごく好きな子とのことであった。

- (5) Yは、Xが周囲とコミュニケーションを行い、社会性を身につけることを希望しており、5年生、6年生と学年が上がるにつれ、友人や周囲に興味を持つようになったと捉えている。ただ、他方で、教員によっては、興味を持つようになった姿勢がわがままに見られる可能性もあったと考えていた。

4 Xに関する学校の記録

- (1) Xについては配慮を要する児童として、小学1年生の段階から、個別の教育支援計画が立てられていた。

- (2) なお、2018年度から2020年度にかけては、医師の診断書・指示書などを含め、学校において丁寧に記録が作成され、引き継ぎ資料として残されていたことが確認されている。ここから、当時、学校では、Xの学校生活に関し教員間において丁寧な対応が検討・実施されていたことがうかがわれる。

5 いじめに対する学校等の体制

- (1) 方針などの定め

当該校では、生活指導方針及びいじめ防止基本方針が定められている。

生活指導方針では、生活指導の基本目標、役割分担、具体的な取り組み、問題行動が生じた場合の指導体制が定められ、問題行動への対応チャートが付されている。

いじめ防止基本方針では、いじめ防止に関する当該校の考え方、いじめ防止、早期発見、いじめに対する考え方、その他などが項目として存在している。当該校のホームページにおいて公開されており、トップページから2度のクリックで閲覧することが可能になっている。

(2) いじめ対策組織

学校において、生徒指導関係の定例会議は月に1回、生徒指導部会が実施されていた。

教育推進委員会が月に1回実施されていた。それぞれの会議でレジュメは残されているが議事録はない。

当該校では、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策組織が設置されている。ただし、定例部会としては実施されていない。

(3) いじめアンケートの実施状況

6年時の1学期の間の7月ごろにいじめアンケートが実施されていたが、教員Eによれば、特に気になる記載などはなかったとされる。

(4) 2022年度以前の教師に対する「いじめ」に関わる研修の実施状況

教員に対する研修については、適宜、実施されていたことが記録として存在しているが、「いじめ」に特化した内容のものではなかった。

教員らにおいても、「いじめ」に関して研修が実施されていたという具体的な認識は存在しなかった。

(5) 児童生徒らへの人権教育の実施

毎年1回程度、人権に関わる講話は実施されていたことが分かるが、「いじめ」に特化したものではなかった。

(6) スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置について

府費によるものは、中学校については、全25中学校に配置され、年間35回、1回あたり6時間の勤務とされる。小学校については、6小学校に拠点校として配置されているが、当時、当該校は拠点校としての配置はなかった。

市費によるものとして、10回の派遣実績があった。

(7) 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会について

弁護士及び学識経験者、大阪府SSWスーパーバイザーによる専門家会議がおおむね2か月に1回程度の割合（年間7回）で開催されていた。

本事案については、8月2日以降、概要の報告と相談が行われた。

その後、サポート専門員である弁護士に対して、重大事態としての対応や関係児童からの聴取方法、調査報告書の作成等について、個別に相談が実施されていた。

第3 被害児童への「いじめ」に関わる事実経過

1 6年生進級当時の状況

被害児童であるXは、小学6年生に進級した当初、特に問題なく、学校へ登校することができていた。

Xによれば、友人としては、支援学級の子らで仲の良い子はいたようであるが、クラス内では、それほど仲の良い友人はいなかった。また、明確に嫌な出来事があった訳ではないが、クラスはそれほど楽しい訳ではなかった。

なお、学校は、Xが4年生の当時、Yと当時の担任教員との関係が上手くいっていなかったことを認識していたが、Xが5年生の時には、特に問題がなかったことから、その関係性について特に心配はしていなかった。学校としては、1年生当時からXとの関係構築が課題と考えており、それはできていると考えていた。

2 6年生の4月当時の状況

(1) 2022年4月25日ころ、28条調査報告書においても言及されている理科室における「いじめ」事象が発生した（以下、事象①とする）。

具体的には、理科の授業の時間中、Xが理科の実験で使う器具を運んで持っていくと、他の児童も器具を取りに行っており、複数の器具がある状態になったため、（被害児童が持ってきた器具を）返却するように言われたことで、被害児童であるXは「は？」となったとし、嫌に感じたというものであった。

なお、Yからの聴取では、Xが持ってきた実験器具には触れない、あるいはXが実験器具を触らせてもらえなかったと述べていたことも申告されていた。

また、Xが言い争いになった際には、関係児童からXの滑舌についても触れられたとされている。

Xは、当時、教員■に対して起きた出来事のことを話しているが、それに対する教員■の反応について、Xは、当委員会が聴取を行った時点で詳細は覚えていなかったものの、何かしてもらったという記憶はないとのことであった（なお、Xによれば、3年生のころに似たようなことがあったときの担任教員は教員■であり、そのときは教員■が話し合いを行ってくれたとのことである）。また、Xは、周りの児童らも見えていないのではないかと話している。

なお、教員■によれば、後に、Xの状況を把握できず対応をしていなかったことを、Yに謝罪した。

(2) 学校は、上記事案が発生したころ、定期的に会議を行っていたとされるが、会議録等の具体的な記録は残されていない。

教員Cは、具体的にいつから「いじめ」として対応していたかに正確な記憶はないとしていた。

教員Dも、本事案がいじめに該当する可能性は認識しつつも、明確な「いじめ」としての把握までには至っていなかった可能性がある。小さいトラブル自体は、ずっと続いているとのことであった。

校長Aによれば、おおむね5月か6月ころには上記事象①を「いじめ」として認知したとされる。

「いじめ」事案としての対応として、事実確認などは行われていたとのことであるが、いじめ対策委員会として組織的な対応が取られていたことを示す書面などの証拠は残されていない。正式にいじめ対策委員会としての開催を行ったのは6月以降とされる（実際に開催したのは6月22日ころ）。

当時、学校として、いじめ対応についてフローチャートなどがあったとは特に認識していなかった。

教員Dは、明確ないじめとしての認知は6月から7月ころとの認識していた。
教員Eも、おおむね6月ころからいじめ対策委員会として組織的な動きになっていたとの認識であった。

- (3) 教育委員会への報告記録としては、2022年5月23日の段階で、学校に対し問題行動・不登校調査への回答が求められており、本件事案は「発生日時4/28」「未解消」「友だちにしゃべり方をからかわれる」との記載がある。

- (4) 学校は、Yから、教員Eの対応について問題を指摘されていたと捉えている。
教頭Bによれば、「いじめ」との捉えを受けて事実確認が重要と理解していたが、Xからの確認がなかなか進まず、時間が少し経過することになった。また、学校として教育委員会に対する月ごとの問題行動・不登校等の報告は行っていたという記憶であるが、事案の詳細までは報告されていなかった。また、学校として、Xらに対して、いじめ対応についての具体的な提案までは行うことができていなかった。学校内で「いじめ」事案としての情報共有は行われていたが、会議という形で行われていたかどうかの明確な記憶はない。

後に、いじめ対策委員会として会議が明示され、生活指導、人権担当、養護教員、首席らが参加してメンバーが固定化されるなかで、会議としての形をなしていったものと教頭Bは認識していた。

学校・教員は、Yが、加害とされる児童に対して出席停止にすることあるいは罰を与えて欲しいという希望があるとの認識やYと支援担当とが合わないとの認識を有していた。

いじめの対応に関する教員らへの周知について、校長Aは、校長便りとして行っていたとする。ただ、実際の対応から見る限り、校長Aが教員らにいじめ防止対策推進法を十分に意識させることはできていなかった。

- (5) 2022年4月ころ、Xは、周りの児童らから「日本語しゃべれ」などと言われたことがあった（以下、事象②とする）。その前提として、Xがイスから立ちあがりたいため、（スペースを空けるようにという意味で）どくように求めたところ、周りの児童らから、上記のような言葉かけがなされたとのことである。

本調査の時点で、Xは、多くの子らから同様の言葉を掛けられており、具体的に誰がいつどのような言動を行っているか正確には明らかではない。

日付は異なるが、Xは、周りの子らから、「宇宙人」との声掛けがされたこともあった。

これらの声掛けに対し、Xは、「またこいつらか、ほっとう。」と思ったとのことで、複数回にわたり、同様の声掛けが行われていたことが裏付けられる。

なお、Xによれば、Xを助けてくれるような子は当時のクラスにはいなかったとのことである。

- (6) このような状況の中で、Xは、学校への登校を続けることにつらさを感じ、2022年5月はじめころから、学校には行かなくなった。

学校の記録によれば、2022年4月は授業日数15日に対し欠席日数は1日であったが、同年5月には授業日数19日に対し欠席日数19日、同年6月には授業日数22日に対し欠席日数22日、同年7月には授業日数14日に対し欠席日数は14日とされている。Xの6年生時の総欠席日数は182日（なお出席日数14日）であった。

(7) その後、2022年7月ころ、Xは、たまたま登校してYと一緒にいた際、階段の踊り場で、他の児童から睨まれるということがあったとのことである(以下、事象④とする)。ただ、これは、X本人は現認していないと話しており、Yが目撃したものであった。

3 6年生以前のこと

以上に対し、6年生以前のXの状況は次のとおりであった。

Yは、Xが4年生時に不登校になったことで、5年生になってから、登校できるかどうかを心配していたが、Xが5年生時は特に問題なく、学校には登校できていた。Xによれば、5年生のとき、クラスは普通であったと話している。

ただし、5年生(2021年度・令和3年度)に、Xがクラスメイトらと鬼ごっこを行う中で、鬼ごっこのルールが頻繁に変更されたという申告について、Xは、時期は不明であるが、鬼ごっこで一人狙いをしたということで、周りの子から詰め寄られ、また運動場にある階段から砂を投げられたことがあると述べている(以下、事象③とする)。

Xは、鬼ごっこのルールがころころと変わる中で、周りの子から説明を受けておらず、そのような中でルールに違反していると言われることは、理由が分からないと思うところであった。

また、Xは、周りの子から「黙っとけ。」と言われたこともあった。

そのほか、Xは、他の子がバスケをしている際に、本当は言っていないにもかかわらず、「へたくそ」と言われたことにされるなどといった出来事もあった。

Xによれば、このような出来事は、5年生あるいは6年生から始まったのではないとされている。

4 不登校になって以後の状況

(1) Xは、上記2のとおり経過で不登校になった。

不登校になった主な理由として、Xは学年主任である教員■と加害とされる児童の1名のことを嫌であったと話していた。またクラス全員が嫌であったわけではなく、学校に来ないことを言われるのが嫌だったとも話している。

(2) Xが登校できない際の学習は、オンラインを通じて行われていた。

Xは、周りの児童らから学校に来ない理由などを尋ねられるのが嫌と感じており、教室にも入りたくないと感じていたので、オンラインでの授業自体は、嫌ではなかったと述べている。

Xは、当該校の教師の中では、教員Dと教員Fともう1名の教員が、自分の味方になってくれていると感じていた。

Yも、教員D及び教員Fは、熱心に動いてくれたと感じていた。

(3) Xが不登校になってから、比較的早い段階から、Xの保護者と学校側との間の話し合いも行われていた。ただ、Xの学校側・教師らに対する認識は上記のとおりであり、Yも、学校全体としてみた場合、親身になって対応してくれているとは感じていなかった。

X及びYによれば、学校側から、不登校の状態になっているXに関し、登校を再開するための枠組みや積極的な提案はなかった。

Yからの聞き取りによれば、Yは4月25日の理科室での件(事象①)以降、学

校組織としての対応は、被害者側の気持ちに寄り添ったものではなく、誠意がないものと感じていた。具体的な心情としては、以下のようなものである。この事象①以降、Xは不登校の状態になったが、安心して再登校できるように要望したことに対して、学校側から、求めている答えが返ってこなかった。

また、X及びYから見れば、学校側は、加害児童らを守る姿勢に見え、他方、被害側には安心した再登校につながる積極的な取り組みの提案はなされなかった。

Xの不登校期間中の学習保障についても、管理職や学年という組織からの主体的な提案はなく、建設的な話し合いもできなかった。全体的に、学校からは何もしてもらえなかったと述べていた。

Yとしては、加害児童の出席停止や別室登校、時間差登校などの対応があれば、登校できる余地はあったのではないかと感じており、学校側の対応は、加害児童らを守っているように感じられるものであった。

- (4) 教員■とXとの間では、児童と教員との間で連絡を取る通信アプリによるやり取りがなされていた。時にYは、■とXとの関係が破綻するかのように感じたこともあったが、やり取りは続けられていた。教員■によれば、夏休み過ぎころの2学期から放課後に、教員■と学習するようなこともあったようである。

Yは、本事案が「いじめ」重大事態として認定された後、学校側からの接触が減ったように感じている。

他方で、Yとしても、当時の担任の教員■や教員■は、熱心に係わってくれたと感じていた。教員■から児童と教員との間で連絡を取る通信アプリを通じて卒業まで継続的なやりとりがあり、学習に関してもサポートされていたと感じていた。担任の教員■とXの関係は何度か困難になる局面もあったが、教員■やYがXと教員■の関係修復に係わり、つながりを維持されていた。

XやYにとっても、これらの教員らとの関わりは、特に不登校になってからは支えとなる大切なものであったと思われるところである。

Yの心情は、一部の教師は熱心に係わってくれたが、それは教師独自のものであり、学年や学校としての主体的な働きかけや提案であったとは思えず、学校からは放置されていたような気持ちであった。特に、いじめ重大事態と認知された8月以降は、管理職の教頭Bとの関係が急に切れた、アプローチが無くなったと感じたことも、Yの心中には疑問として残っている。このことから見放されたような心情となり、学校組織との心理的な距離がひろがったものと思われる。

- (5) なお、学校は、組織的に対応していたと述べているが、Xが不登校となってから以降の学校とYとの間のやり取りを含め、2022年5月ころから8月ころにかけての会議や対応などの記録が残されておらず、手控えなどの提供もなかったことから、学校の対応や検討状況などを裏付ける記録は残されていなかったと言わざるを得ない。

提供された記録を見る限り、2022年8月25日に第4回のいじめ対策委員会記録が存在している。ここから見る限り、8月以前には、3回の委員会が開かれていたものと思われる。

- (6) 関係児童らに対する聴取については、基本的に担任教員が中心となって行われ、担任教員に対し1名ないし2名の教員を追加するという形で割り振られて実施された。聴取にあたっては、その方法などについて市が定期的に相談を行っている弁護士に相談を行い、そのアドバイスをもとに実施された。関係児童らからは親身に

なった聴取であったとされている。

5 Xの現在の状況

Yの認識としては、学校が「いじめ」として捉えてからも、子どもの安心安全や登校再開に向けた保護者との積極的な情報共有などはなされておらず、結果として、Xは本来の中学校区とは異なる中学校に進学した。

聴き取りをした時点（Xが中学1年生当時）でも、Xは同学年の生徒とどうやってしゃべっていいのかわからない、言葉が出ないと言っており、同級生の集団のなかに入れない状態が続いている。

このように、Xは今もかつての「いじめ」に苦しんでおり、「いじめ」の影響が今も残っていることが懸念される。

Yもまた、小学生当時に滑舌が悪いことを揶揄された経験の影響ではないかと心配していると思われ、Xが小学校の対応に対して不満や怒りを抱えたまま成長していく将来に対しての懸念も持っている。このような心配や懸念から、Yは、当時の学校組織の対応に対しての不満や怒りを解決されない思いとして持続して有していると思われ、その感情は自然なものと考えられる。

第4 本件においてXへの「いじめ」と考えられる事実

1 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法第2条は、「いじめ」の定義について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定めている。

国のいじめ防止基本方針では、

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

が具体例としてあげられている。

本件についても、上記の定義に従い、いじめに関する事実を認定する。

2 具体的な「いじめ」事実の認定

- (1) 28条調査報告書では、調査の結果の項目で、次の①から⑤までの事象が検討されている。

事象①

2022年4月25日（月）理科室での実験授業で、Xが実験器具を運んできたところ、同じ器具をすでに運んでいた加害児童に一方的に返却するように言われた。その際、Xは、その滑舌について、加害児童から「ちゃんとしゃべれ」と言われた。

Xは、このときの指示されるような言い方やきつい言い方が辛く嫌だと感じた。

事象②

日時は明らかではないが4月の休み時間に、教室でXの後ろに座る加害児童の机の周りに同じ学級の児童及び他学級の児童が複数名集まっており、Xが席から立つことが困難になる場面があり、立ち上がろうとすると「うるさい、待っとけ」「日本語しゃべれ」「宇宙人」「お前が机をずらせばいい」などと誰が何を言ったか不明であるが、複数人からそうした言葉を言われ、嫌な思いをした。

事象③

5年生ときの休み時間、運動場で被害児童を含む複数名の児童で鬼ごっこをして遊んでいる際、途中でルール変更があり、Xはルール変更について理解できていなかった。Xは仲間はずれにされていると感じた。またルールを尋ねても周りからは「うるさい黙れ」などと言われ嫌な気持ちになった。

事象④

2022年7月20日（水）にプール交流授業の見学に登校したYとXが帰ろうとした際、校舎内で、加害児童から睨まれた気がして怖かった。

事象⑤

Xの滑舌を揶揄する発言は4年生時にも存在し、「宇宙人」と言われたことがあった。

- (2) 28条調査報告書において明確に事実が認められたのは事象①である。その他の事象については、背景となる事情において「いじめ」に該当する可能性のあることは認めながらも、「いじめ」との認定には至っていない。

これに対し、X及びY側から、事象②、事象③、事象⑤について、被害児童本人の言い分との齟齬、また事象④についても事実関係の誤認が指摘されている。

3 小括

以上を踏まえ、本報告書では、事象①については一定の裏付けある事実と考えるほか、事象②、③、⑤についても、Xからの聴き取り結果などから、Xの周辺ではそのような事実が存在したものと推認することが妥当であると認定し、これらの事実は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」であり「いじめ」に該当すると考える。

なお、事象④について、そのような事実が存在したこと自体は認められるものの、当時、X自身がにらまれたとの事実を認識しておらず、当該事実を「いじめ」として認定することは難しいと考える。ただし、これは当時、Xと周囲の子らとの間で「いじめ」あるいはそれに類する事象があった事実を否定するものではない。

第5 本事案における学校・教育委員会の課題・問題点

1 いじめ防止のための取り組みの観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 学級運営の視点での問題

小学校4年生の時に、Xが不登校となった背景に対する理解や配慮が、小学校5年生、小学校6年生と上級生になっていく中で、学校内において引き継がれていたのかには疑問がある。

5年生の当時は大きな問題がないように見えていたようである。

5年生から6年生に進級する際には、学年団の構成はほぼもちあがりであっ

て、変更がなかった。

小学校6年生での新クラス経営にあたって、学年全体で、Xに関する問題意識が共有され、新年度に向けての配慮ができていたか、目標設定の意識が希薄であったのではないか、疑問が残る。

学校は、Xについて配慮を要する点がある児童生徒であることは認識していたが、同級生らはXのことを分かっている、理解してくれていると安易に受け止めて、Xの交友関係に十分な注意を払っていなかった可能性がある。

Xが過去に傷ついた経験から、同級生らに対して、特別な発信までは行わなくとも、クラスや学年全体に対して丁寧な人権教育を行っていくことが望ましかったと言える。

なお実際には、Xらが小学校5年生の当時から、Xが鬼ごっこに参加する際にルール理解が出来ていたかの問題があったが、教員には認識されておらず、Yにも知らされていなかったと推測される。

Xは、普段から、多くの同級生らから、心無い言葉をかけられていた可能性が高く、教員も含めた周囲がそれを見逃しているという「いじめ」につながる土壌が存在した。

このような取り組みの点での課題が存在した。

イ 人権・いじめに関する教育の不足

当該校においても人権教育は行われていたようであるが、実際に、日常の学校生活の中で活かせる程度に子どもたちの心に届いていたかは疑問である。

いじめ防止対策推進法は15条第1項において「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」と定めているが、学校は、子どもらが低学年の間から、他者の心情に共感できる児童を育成するような人権教育が求められていたはずである。

はっきりと子どもを対象とした、いじめ・人権に関して教育の機会（道徳の授業等）が与えられるべきであるし、それは一回限りではなく、定期的に求められるものであるはずであった。

ウ 教員研修の実施についての問題

「いじめ」を予防するという視点からの教員研修が、頻度・回数、質の面で不足していた。

教員Cは、定義としての「いじめ」は理解していても、実際の場面では十分ではなかったと述べており、教員の側でも、「いじめ」の理解が不足しており、校内研修に実効性がなかった可能性がある。

いじめ防止対策推進法第18条1項は「国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。」

と定めているが、本件でも、教員を対象とした「いじめ」予防に関する校内研修の実施が求められていた。

「いじめの芽」段階から、法的な知識に根ざした「いじめ」に対する認知・予防意識の醸成が不十分であったと言える。

エ 校内でのいじめ対策委員会の活用が不十分であること

本件において、組織的な対応がまったくできていなかったとまでは言えないものの、組織体として十分な活用が出来ていたともいいがたく、不十分であったことが疑われる。

(2) 教育委員会

ア 人権教育の推進の不足

市として、いじめ予防のための教育に対して、積極的な取り組みが十分ではなかった。なお、いじめ防止対策推進法第15条が、道徳教育等の充実を求めていることは上述のとおりである。

「いじめ」はまず予防することが第一といえるが、教職員のみならず、子ども自身についても、「いじめ」予防のための人権感覚を高める必要がある。

さらには、子どもらのみならず、子どもらの保護者も含め、配慮を要する子どもの人権をはじめとする人権感覚を養うための教育を取り入れ、最低限の知識の獲得を行う必要があった。

イ 教員研修の徹底が尽くされていないこと

いじめ防止推進法、市や学校の基本方針の理解は、「いじめ」対応の基礎と言える。そのため、これらの知識を継続的に研修等で教職員へ周知させる取り組みは必須であったはずである。

研修は、「いじめの芽」段階、すなわち初期の段階から、法律に基づいた「いじめの」認知と予防の意識を醸成するために求められるものであることを意識する必要があった。こういったいじめの予防に向けた研修の実施はいじめ防止対策推進法も求めるところであることは上述のとおりであり、そのため、教員に対し、より早期から実施すべきであると言えるほか、実効性のある取り組みの企画・実施が求められるものであった。

ウ 市常設のいじめ問題サポート専門委員会の活用の整理が不十分であること

教育委員会としても、「いじめ」予防・防止のために、積極的に専門家を活用するよう検討すべきであった。

既に制度としていじめ問題サポート専門委員会が存在するのであるから、その活用のために、当該専門委員に対し、どのタイミングで、何をどこまで相談できるのかを改めて整理するなどして、活用方法を確認する必要があった。

合わせて、今回でも専門家への相談が行われているが、事後的な相談を実施するといふのであれば、上記専門委員以外に、制度的な側面や、より広い全市的な学校の課題、事前の防止の手段の充実等についてアドバイスを求めることが可能な機関を検討するなどの必要があった。

2 いじめ早期発見のための取り組みの観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 情報の共有が十分できていないこと

被害児童であるXについて、気になる児童としての情報共有であったり、今後の取り組みに対するプランの作成であったりといった行動が、進級する小学校5年生の終了時から小学校6年生の開始時点ころ、学校あるいは学年として行われていなかった点に課題がある。

Xには過去の経過から配慮を要する点があることは学校として情報を有していたはずであった。そのため、教員間で、上記のようなXに対する共通の認識をもっていたのか、「いじめ」を把握する上で改めて意識されていたのかについてははっきりしていない。

そのため、教員において、配慮を要する点のある児童に関する記録・情報共有がきちんと行われるように、システム化をはかる必要があったと考えられる。

また、Xに関する「いじめ」事象が想起した際、学級担任と支援担当との連携・協力は必須であるが、本件ではうまく機能していなかった可能性があった。

イ 専門職活用の視点に欠けたこと

いじめ防止対策推進法は、第22条や第23条第3項において、専門職との連携・協力を求めているところ、学校は、他職種専門家（SCやSSW）をその専門性に応じて、いじめ早期発見、予防、組織対応、当該児童や保護者のアセスメントなど様々な場面で有効に活用できていなかった。

さらに、「いじめ」申告後早期の段階から、学校としてケース会議を実施するとともに、専門家による教員への指導助言をはじめとしたアドバイスを受けることができる体制が必要だった。

ウ 配慮の必要な児童への理解が不十分であること

Xは、小学4年生ころまでは、保護者と丁寧な協議が行われるなど、配慮が必要な児童であると認識されていたと考えられる。

このような配慮の必要と考えられる児童に対して、理解を深める校内研修をどこまで実施していたか明らかではなく、十分ではなかった可能性がある。

また、周りの児童に、学年に応じて、配慮を要する点のある児童との関わり方をはじめとする理解を深める取り組みが必要であるとともに、日常の児童の言動を注視し、いじめの早期発見に努めるべきであった。

(2) 教育委員会

ア 報告制度の整備が不十分であること

いじめ防止対策推進法第22条第2項は、学校による「いじめ」の速やかな事実確認とその確認結果の教育委員会に対する報告を定めており、各学校から市教育委員会に対していじめ認知を疑いの段階から速やかに報告する制度設計が必要である。

当時は1ヶ月に1回の割合で報告がまとめられていたとされるが、それでは、対応が著しく遅れる可能性があり、場合により、重大事態として認められる30日間が経過する可能性すら否定できない。

また、「いじめ」や「不登校」の調査は、学校が活用しやすいように、記入しやすい様式にして、教育委員会としても書面を通じて早期に問題が把握できるよう工夫する必要があった。

イ いじめ問題サポート専門委員会の活用が十分ではないこと

市が設置する「いじめ問題サポート専門委員会」の活用もどの程度なされて

いたか疑問がある。

組織的な配慮を要する児童生徒に関する記録・情報共有や配慮を要する点を持つ児童生徒に関するケース会議の実施、教師への指導助言などが行われたとは評価できず、これらの活用をより積極的に検討すべきであった。

ウ 配慮を要する点のある児童生徒への丁寧な対応の視点に欠けること

配慮を要する児童生徒への指導や特別支援の観点が求められる教育において、児童指導担当連絡会に資料が提供されているが、各学校でそれに則った指導がなされたのかの検証は行われておらず、一方的な提供となっていて、実効性が確保されていない可能性が高い。

3 いじめ発見・通報を受けたときの対応の観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 組織対応での問題点

いじめ防止対策推進法第22条、第23条第3項は、学校に対し「いじめ」に対する組織的な対応を求めている。学校は、事例発生時に迅速にいじめに関する事実確認を含めた情報収集・記録・情報共有するための組織対応システムが必要であり、具体的かつ実効性のある内容が求められる。管理職において、そのようなシステムを作成し運用する体制づくりが必要であった。しかし、これらの点はいずれも実現されていなかった。

その背景には、「いじめ」問題の入口としての定義の点から学校・教員の側の認識が甘く、保護者と支援担当との関係悪化も重なり、「いじめ」としての初期対応が遅れた可能性が存在する。

その後も、学校は、「いじめ」に関する対応というよりは、保護者対応に注力していたものと考えられ、必ずしもいじめ事象への取り組みと被害者であるXへの寄り添いが十分行われたとはいえなかった。

イ 記録を作成する視点が欠如していること

管理職含め学校側に、いじめ対策委員会を開催するなど組織的な対応を行った際に、議事録を作成し残しておくという仕組みがなかった。

特に本事案については、初期の段階で、議事録が提出されていないことから、学校が行ってきた取り組みの詳細や経緯が分からないままとなっている。

学校の対応の検証の視点からも、また学校の危機管理という点からも、記録を残すということは基本中の基本であることを意識する必要があった。

ウ 法律及び基本方針を意識した取り組みが不十分であること

教員に対する聞き取りの結果から、教員らは、法律や基本方針が存在すること自体は知っていたが、具体的な対応においてそれを意識して取り組んでいたとは思われない。

本件事案の対応において、個々の場面を取り出してみた場合、学校・教員による対応が違法であったり誤っていたりといった指摘まではできないと考えられるものの、管理職、教員らがいじめ防止対策推進法や国、市、学校において定めるいじめ防止基本方針を個々の場面で意識して参照して、それに沿って具体的な対応を行っていたとは評価できない。

管理職及び教員は、法と基本方針への理解が曖昧なままとなっており、学校

として積極的な研修、学校長からの積極的な発信がなかった。

(2) 教育委員会

ア 教育委員会による学校への積極的な関与助言が不足していたこと

「いじめ」を認知してからは学校に対して教育委員会からの働きかけがなされているが、被害側の観点からすれば、不登校の解消に向けて、より積極的な関与・助言がなされたとはいえず、その点で教育委員会からの関与の程度は十分ではなかった。

実際に、保護者と学校の関係が悪化することを防げず、またXの不登校が解消または改善に至る状況はなかったのである。

事案発生時に迅速に学校と連携し、情報収集・記録・情報共有するための実効性のある協働体制づくりが必要であったとともに、被害に対する寄り添いや対応の点で学校の動きが十分ではないと評価する場合は、教育委員会において、より積極的に関与・助言などの行動に移す必要があった。

イ 学校において活用しやすい専門家による相談制度の不足

「いじめ問題サポート専門委員会」が設置されており、本事例では、重大事態となつてから主に報告書の書き方等の助言をうけている。

しかし、事案が重大化する以前から、学校が、よりハードルが低い形で、専門家に対して、直接相談が可能な体制の構築が求められた。そしてそのような制度が存在することを学校に対してしっかりと情報提供することが必要であった。

ウ 学校への「いじめ」対応その他の対応に関する周知方法の再検討

教育委員会において、学校に対し「いじめ」対応や対応に配慮を要する児童生徒への対応に関する資料は適宜提供されていたようであるが、ただ提供する一方では、周知徹底がなされ学校が十分意識することまでは難しかったと思われる。

また管理職や主任、指導主事といった「いじめ」が生じた場合に中心となつて動くことが想定される教員だけでなく、全教職員を対象として周知させる研修のありかたを考える必要があった。

4 いじめ対策委員会の開催と関係者間の情報共有の観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 基礎資料の不存在

学校から提供された資料の中には、2022年8月末以前にいじめ対策委員会等の校内における組織的対応がなされたことを裏付ける記録がなかった。

教員も議事録がなかったことを当委員会に対して話しており、委員会にも資料が提出されていないことから、学校側において、適宜の記録を作成する意識・システムがなかったと推察される。

学校側の対応の記録がないことによって、組織としてのアセスメントや方針が初期になかったあるいはあいまいであった、また継続的な取り組みがされていなかった可能性があることがうかがわれる。

イ 法律に則ったいじめ対策委員会開催の不備

既に述べたとおり、いじめ防止対策推進法では、いじめ対策委員会にSCや

S S Wといった心理・福祉の専門家の参加を求めなければならないと規定されているが、この点が十分であったとは言い難い。

法は、いじめの通報があった時点でいじめ対策委員会で情報を共有し、学校としての方針を立て記録を保持することが求められているのであり、速やかないじめ対応では専門家との連携が求められている。

しかし、教員の聞き取りからも、学校には専門家に相談するという認識が乏しく、この点で学校の対応は、法や基本方針に則った対応といえないものであった。

(2) 教育委員会

ア 記録作成が十分でなかったこと

事案が発生した当初から、当該校に対して、実効性のあるいじめ対策委員会の開催や適宜の記録の作成を促す必要があった。

いじめを把握した時点で学校との情報を共有し、学校の取り組み状況を確認しながら、適切な関与・助言を行う必要があった。

しかし、これらの点が尽くされていたとは言い難い。

イ 専門家への相談及び結果の学校との共有の不足

専門家への相談は、教育委員会が中心になって行われており、学校が相談できるという体制は周知されていなかった。

事案発生 of 初期段階から、管理職・教員が専門家（法律・心理・福祉等）に相談できるシステムの構築が必要であり、またそのことが現場の教員らにも十分周知徹底されることが利用を容易にする下地になるはずである。

5 いじめられた児童又はその保護者への支援の観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 保護者への寄り添い姿勢の欠如

いじめ防止対策推進法第23条第3項は、いじめが確認された場合に「いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援」を明記しているが、いじめ対応の主体的プランが学校から保護者にしっかり伝えられていなかった。実際には、学校あるいは学年としての取り組みがあったかもしれないが、Yに伝わる形で発信がなされていたとは言い難い。

少なくとも、XあるいはYの目線からすると、学校側からの積極的な発信はほぼなかったと言える。

Xに対する学習保障の視点でも、学校からの積極的な提案がなく、Yからの依頼を受けて検討されていたように見受けられる。

Yとしては、一部の教師が個人的な支援をしてくれていたという感想を持っている一方で、特に管理職や学年主任の教員に対しては、何もしてくれなかったという思いが強かったことが分かる。

学校においては、保護者の困り感・不安を考慮した迅速な情報提供や具体的支援計画の提示（少なくとも登校しやすい学内動線の確保や、見守りの具体化など）ができていなかったと言わざるを得ない。

2022年4月当初よりXと支援担当との人間関係が悪化し、その対応に追われる中で理科室の事象が起きたが、直後に教員が「いじめ」と認識できていたわけではなかった。

日常でも、Xに対して滑舌をからかうようないじめがあったが見逃されてき

た。

学校は、Yからの要望に対応することに必死であったことがうかがわれ、学校として、Xの目線にたった、いじめや不登校に対する一定の展望に立った効果的な方針を示すことはできていなかった。

こういった状況が、さらにXやYの学校と教員に対する不信感を増加させ、事態を重大化させたものと推認できる。

イ 児童の個性に配慮した支援の不足

学校の対応は、Xの配慮を要する点（身体・心理・発達）に鑑みた支援計画であったり、それに基づく個別支援を検討したとは言いがたい。

「いじめ」だけでなく、長期の不登校に対しても保護者と十分なコミュニケーションを取ることができず、Xの登校再開につながらなかったことは、Xの学ぶ権利が保障されていたとは評価できない。

ウ アセスメントとそれに基づくプランニングの不足

Yへの対応を担当した教員について、アセスメントに基づく先々を見通した対応ではなかった。

学校は、一部の教員（主として教員■）に任せてしまう形態となっていた。

また、委員会は関与してからは、教頭Bが対応から退いたようにYが感じられることになった。

教員■は、2022年度（令和4年度）当時、Xの支援の担当ではなく、Xの弟の担当であったが、Yが当時の支援担当の教員に不満に思い、変えて欲しいという申し出があったが、明確な変更がないまま、教員■が「曖昧な関係性」のままYとの窓口となった。

Xは、教員■、教員■について優しく喋りやすいと感じていた。一方、Xは、学年主任であった教員■に対しては、何もしてくれなかったから嫌だったと言う感情を有しており、聴取時点でも同様であった。母親であるYの感情の影響も考えられるが、学校では直接話したり関わったりした経験もあるので、Xが教員■から支援されていないと感じるものがあつたと推察される。

学校が早くから専門家によるより深く丁寧なアセスメントを受けてそれに基づく対応を行うとの意識があれば、Xの状況に即した対応が専門的な裏付けをもってより適切したものあるいは充実したものになったと思われ、この点が課題であったと言える。

エ 事後的対応の問題点

事案が発生してからの事後的な対応にはなるが、Xらが修学旅行に向かうに際し、担任ら、教員■らと事前に打ち合わせを重ねていたが、Xの部屋割りが加害児童らと同室であることが、前日のしおりを手渡しする際に発覚するという事態があつた。

校長Aも知らず、教員■や教員■らに任せていたとの弁明であつた。

このようなエピソードからも、組織として、XやYに対して真に寄り添った姿勢であつたかどうか疑問を覚える点があつた。

(2) 教育委員会

ア 保護者からの連絡と危機感の共有の不足

2022年（令和4年）5月末より、Yからいじめや不登校対応に関する学

校に対する不満が再三にわたり情報提供されていた。

教育委員会は、その時点でXは長期の不登校の状態となっており、本件事案が不登校の長期化で、すぐにでも重大事案に発展する可能性があることを予想がついたはずである。

またYからの電話内容により、少なくとも保護者であるYは学校の対応が十分でないと評価していることは把握できたはずである。ということは、学校が本件事案の対応に苦慮している可能性があることを認識したはずであり、この段階で、学校に対し専門家との直接の連携を促すなど、学校に対してより具体的な助言・支援が求められるところであった。

イ 教育委員会からの積極的関与・助言の不足

その後、委員会が関わりを持ち出してから、学校にも保護者に連絡を取り寄り添いの姿勢が見られたものの、学校から主体的な支援プラン（学習保障や不登校への対応）を示したり、提案したりするところまでには至っていなかった。そこで、教育委員会としても、配慮を要する点（身体・心理・発達）のある児童の対応に関する助言、保護者の困り感・不安感を踏まえた対応を学校が行うことに対する助言、Xが不登校の初期段階でのケース会議の開催を行うなど、より積極的な関与や助言が求められるところであった。

6 いじめた児童への指導又はその保護者への助言の観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア 指導が十分なされていない可能性

当初、学校は、Xには「いじめ」として対応する旨が伝えられていたものの、現実の対応だけ見れば、「いじめ」と明確な認定があったかには疑問が残る。

実際には、子ども同士のトラブルであるとしてとらえていた可能性も存在しており、そのことから、加害児童らも含めた事実確認が十分ではなく、また「いじめ」に該当するものとして適切な指導にまでつながっていなかったと評価できる。

2022年8月末から9月にかけて、教員らにおいて、加害とされる児童への聞き取りが行われたが、申告当初からみれば既に相当の時間が経過しており、より早く確認していれば、より事案の詳細が確認できた可能性が否定できない。

また、加害とされる児童らの保護者に対しても、どのように働きかけをしたのか明らかとまではいえず、「いじめ」が前提とされたのか、どのような助言がなされたか疑問も残る。

(2) 教育委員会

ア 学校に対する助言、支援が遅かったこと

学校は、上記のとおり、9月になり初めて聞き取りなどの調査を始めたが、夏休みが明けて2学期からXが登校するというきっかけを与えるために、学校に対し、夏休み中にできることをもっと助言、支援する必要があったと言える。

7 いじめが起きた集団への働きかけの観点からみた課題・問題点

(1) 学校

ア いじめの下地が見過ごされていた可能性

Xに対する周囲の児童による不適切な言葉がけ（日本語喋れ、宇宙人など）は、以前から複数回あったが、言葉の使い方に関する教育などが児童らに積極的に行われた形跡がない。

Xによると、3年生の時から、そのような言葉を（今回とは違う児童らから）言われていて、教員Dに伝えて指導が行われたという経緯があったが、Xからの申告によれば、5年生、6年生の時点でも、同様の言葉でXを傷つける事象は発生していたと考えられる。

教員には、「いじめ」につながる小さな芽、サインを日頃から見逃さないように気を付ける必要があるが、このような芽、サインに対する教員の感性が十分ではなかった可能性があった。

また、このような問題を学年全体の問題として指導を行う場合、本件のように複数のクラスがある場合には、合同して同じ環境で指導を行い、考えさせるという方法など工夫が求められた可能性があった。

（2）教育委員会

ア 人権教育・人権啓発の不足

東大阪市教育委員会として、全市を挙げてのいじめ予防教育、人権教育への積極的発信が少なかった可能性があると思われる。

8 その他の課題・問題点

（1）学校

ア 学校側の対応に油断があった可能性

被害児童に対する指導の記録を見ると、4年生以前は比較的丁寧に残されていた。

Xは、4年生の時に不登校になったことがあったが、5年生になり問題なく学校生活を過ごせたということで、当時の学年としては、Xに配慮を要する点があることもふくめ、安易にとらえていた可能性がある。

6年生のクラス替え時に、学校からXやYに対して説明や面談などは行われていなかった。学校として、これまでのXについて配慮を要する点などを考慮して、Yと丁寧な情報共有を心がけていれば、教員の配置にも配慮して学年当初からの支援担当者とYとの関係が悪化するような事態、ひいては、Xが周囲から心ない言葉を掛けられるような事態を防ぐことができた可能性があった。

イ 保護者対応における課題

学校について、本件事案が発生・申告される以前から、X及びYに丁寧に対応できていたかについて疑問が残る。

XやYに対し学校は様々な対応を行ってきた経緯があることは認められ、まったく何もせず放置していた訳ではないことは事実である。しかし、学校のこれまでの対応を見ていると、あたかもYに対して何らかの苦手意識が存在し、その結果、学校側においてYと十分なコミュニケーションを取ることができず、問題解決をいっそう困難にした可能性があったと推察される。

その結果、学校による対応に一定のバイアスがかかり、XやYへの対応において、心理的な抵抗が生じていた可能性があった。こういった事案こそ、より丁寧なアセスメント、見立てが求められるのであり、それが十分ではなかった点が課題と言える。

（2）教育委員会

ア 過去の類似事例の存在と「いじめ重大事態」調査の実施に対する評価が不十分であったこと

本件事案に先立ち、東大阪市では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく「いじめ重大事態」として2020年（令和2年）9月14日付調査報告書が作成されていた。事案の詳細は当事者のプライバシーその他の権利を守るためにあえて記載はしないが、当該事案でも配慮を要する児童生徒が関わる事案として、本事案と類似する問題点が指摘されていた。そして、その問題点の解決のための提言として、配慮を要する児童生徒に対する対応や教育の充実のために、学校や教員が心理や福祉の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備していくことや研修の充実・実施、専門家との協働などが重要であると指摘されていたが、本事案の発生までに、当該報告書の内容が活かされ、「いじめ」を防止するための体制が整えられていたと評価することはできなかった。

現場の教員に対して、きちんと過去の調査報告書を教訓とした対応に関する研修が実施されていたか疑問がある。実際には、“一読”する程度の指示、要請にとどまり、大半の教員は内容を理解できていない可能性がある。

専門家が集まり多くの時間が費やされた調査報告書の内容が、将来の「いじめ予防」「いじめ対応」に活かされないのであれば、調査を実施した意味が問われかねないと言える。

イ SCをはじめとする専門家の活用の不足

当該校では当初、SC等の専門家については、個別面接中心の活用であり、XやYに対するアセスメントやコンサルを求めた形跡がない。校内会議への参加も記録から確認できる限り一度きりのようである。

市としてもSCを初めとする専門家の活用のあり方を学校現場に対し、今以上に積極的に発信することが求められる。

特に2023年度は小学校のSC配置が充実した年度であったはずであり、学校全体を支援する研修、ケース会議参加、アセスメント、児童への心理教育なども計画すべきであったが、その点がいまだ十分ではなかった。

第6 課題・問題点を踏まえた再発防止の改善策

1 いじめ防止のための取り組みの観点からみた改善策

(1) 学校

ア 子どもの最善の利益を実現する学級運営の実施

Xが小学校4年生であったころまでは、Xの心身の状況等について学校の側で検討を行っていた結果が詳細な資料として残されている。このことから、当時、学校としてXに関する対応を丁寧に検討していた事実がうかがわれる。

過去、被害児童と教員において問題が生じたことがあったのであるから、油断することなく、丁寧な学級運営を心がけるべきである。

本件においても、当時のような丁寧な検討・情報共有を前提として、油断なく対応が重ねられていれば、問題は生じなかったか、あるいは生じたとしても、重大事態にまで発展することは防げた可能性がある。

本件においても、5年生から6年生に進級する際、新学年に向けた確認の意味で会議を開き、今後の対応を検討し、必要であれば、保護者にも報告するなどしていれば、XやYにおいて学校とのコミュニケーションを図ることができ、いっそうの安心や信頼感につながったはずである。

イ 人権教育・いじめ予防授業のさらなる充実

① 学校は、周囲の児童らがXについて一定の配慮を要する点も踏まえた対応を取

っており、問題のない学級あるいは学年としての運営ができていたと捉えていたようである。しかし、実際には、Xが申告したとおり、児童生徒らが鬼ごっこをするような遊びの場面において、周囲の子らはXが精神的に傷つくような言葉が投げかけられていた。

このように、配慮を要する児童が傷つけられる場面を防止するためには、小学校の授業（特に道徳の授業）において、「いじめ」予防を意識した授業・プログラムを行うことを検討すべきである。その内容について、いまだ成長発達過程にある小学生を対象とするのであれば、「いじめ」を行った児童生徒に対する罰や威嚇的な内容を行うのではなく、「いじめ」の内容を深く考える「気づき」のある授業を目指すべきである。

- ② また、児童生徒に対し「いじめ」予防だけではなく、より広く、「人権」「権利」の理解を深める教育の機会を、これまで以上に設ける必要がある。

そのような授業は、学校の教師によるものだけではなく、外部から講師を積極的に招くなどしてより実効性のある教育の機会を確保するように努めるべきである。さらに、SC・SSWなどの専門家を活用して、児童生徒の心理に深く訴える内容を意識した教育を行うべきである。

- ③ 当然ながら、児童生徒らの普段の様子を最も知るのは現場における教員である。教員のほとんどは、普段から心がけていると思われるが、日常からの児童らに対する主体的な声掛けや折りに触れた指導を通じて、学校全体としても、人権教育の充実を図るべきである。

特に本件についてみれば、Xに対して「宇宙人」「日本語しゃべれ」といった心ない声掛けは、Xの心を大いに傷付ける言葉といえ、普段から、児童生徒らの言葉の使い方にも気を付けるべきである。

ウ 教員の能力向上のための研修の実施と充実

- ① 児童生徒らに対する教育だけではなく、子どもらを教育し、また実際に「いじめ」の事案を担当する教員も、普段からの指導力の向上や「いじめ」対応の能力向上のための研修の機会の充実が求められる。

普段から、教育委員会から様々な場面で資料が提供され、また管理職によるいじめ基本方針を意識させる場面があるなど、教員に対しても一定の指導の機会は設けられていたと考えられるが、教員には、まずいじめ防止対策推進法の基本的な理解を徹底することが求められる。

その上で、いじめ防止対策推進法の基本的な知識を身につけることに加え、具体的な事例を想定したケース研究の実施や、さらにはグループワークを組み合わせるなどして、教員に対し、より効果的・実践的な研修を実施すべきである。

- ② また本件事案では、Yから、「いじめ」の対応において学校側から積極的な提案はなかったとの指摘もなされている。この点がX及びYをさらに苦しめることにも繋がったと考えられる。学校、教員は、基本的な知識を会得することで、主体性・当事者意識を持つとともに、自信を持って積極的な対応を行えるよう努めるべきである。

エ 校内いじめ対策委員会のさらなる積極的な運営・活用

- ① 学校、教員において「いじめ」に対し積極的な対応を取るためには、教員が個々に対応しては、実効性のある活動にはつながりにくい。

学校において問題が生じた場合によく指摘されることであるが、いわゆる「チーム学校」として、組織的な対応は重要である。いじめ防止対策推進法22条が「当

該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と定め、また、同23条第4項で「当該学校の複数の教職員によって」対応することを求めているのは、学校に対し組織的な対応を求めていることの表れである。

本件でも、学校が組織的対応をまったく行っていなかったという評価にはならないものの、それが効果的な「組織的対応」となっていたとは評価しがたい。

- ② 学校・教員が「いじめ」対応において、まず参考とすべきはいじめ防止対策推進法及び学校ごとのいじめ防止基本方針であるから、これらを再確認し、いじめ防止のための組織の位置づけ、いじめが確認された際の校内いじめ対策委員会の開催のタイミング（法は速やかな開催を求めており、いじめが確認された当日あるいは翌日には開催が必要と解される）、参加すべき教員が誰かなどを確認すべきである。

その上で、定期的なコア会議の実施は当然の前提として、重大な事態や緊急時には、随時に速やかに会議を実施すべきである。

いじめ防止基本方針において、組織の活用の方法などが具体的に記載されておらず、指針として十分でない場合には、速やかに学校ごとのいじめ防止基本方針の内容を見直し、現場において使いやすい内容に改定する必要がある。

その際、速やかな会議の開催や記録の作成など、現場の教員に対して指針を示すことができるよう、具体的な記載にすることが望ましい。

(2) 教育委員会

ア 人権教育のさらなる推進と実効性の確保

学校においての人権教育の重要性を指摘したが、当然ながら人権教育などは学校のみで実施が検討されるものではなく、東大阪市として全市を挙げて取り組むべき課題である。

本件は小学校での事案であるが、中学校は複数の小学校から児童生徒が進級することになり、人間関係はより複雑となり、成長発達のステージが変わることで児童生徒らはより深い悩みを抱える。東大阪市として「いじめ」を予防するためには、教育委員会においても、これまで以上に、「いじめ」防止と人権尊重の充実に取り組む必要がある。

イ 教師の能力向上のための研修の実施とさらなる充実

教員に対する研修についても、各学校で取り組むものだけではなく、教育委員会としても、学校現場での研修の充実に向けた取り組みを検討すべきである。

東大阪市において、学校で専門家による研修を希望した場合には、専門家を速やかに紹介できるような体制が取られているとのことであるが、より利用しやすく内容が充実するよう、また利用が拡大されるよう、予算や現場への広報などのさらなる工夫に努めるべきである。

特に専門家については、各校配置のSC、SSWのみならず、より力量の見込まれるチーフ、スーパーバイザー（以下、「SV」とすることがある）といった者が講師を務めることができるような体制も検討すべきである。

管理職に対する研修、生徒指導の担当に対する研修は、教育委員会においても定期的に実施されている、毎年の研修の実施を検討すべきであるが、より多くの教師が参加できるような方式を検討すべきである。

「いじめ」等に関わる資料の提供は、教育委員会から学校に対して行われているが、単に「いじめ」予防や「いじめ」対応に関する資料を提供するだけでなく、研修実施の有無を確認することも必要である。研修実施の確認は、現時点でも行

われているとのことであるが、単に実施を確認するだけでなく、実施された研修資料の内容の確認、検討や実施された研修がどこまで教員の身に付いているかなど、研修実施の効果の検証を実際に行うことも必要と思われる。

ウ 市の常設のいじめ問題サポート専門委員会の制度の整理とさらなる活用

「いじめ」を予防するとの視点からは、弁護士やＳＣ、ＳＳＷ等の専門家から、事案が生じる以前から、様々に意見をもらい、より「いじめ」予防にかなう方法を検討すべきである。

東大阪市においては、従前から、いじめ問題サポート専門委員会が設置されており、定期的に教育委員会において相談を行っていた事実は認められる。

しかし、本件の事案の経過からすると、いじめ問題サポート専門委員への具体的な相談は、事案が重大事態と認定されるにいたる８月以降になされており、その時点では、事案が重篤化しており、実効的な解決は難しい段階であったと推測される。

「いじめ」問題が重篤化、重大化する以前から、学校現場が直接アドバイスを受けられるようにする必要があると考えられるが、弁護士をはじめとする専門家への相談は、学校現場の心理的なハードルが高い場合もあると思われることから、教育委員会としては、より積極的に相談への誘導を行うとともに、これまで以上に、学校現場の教員らが直接、専門家に対して相談が可能となる体制を検討すべきである。

２ いじめ早期発見のための取り組みの観点からみた改善策

(１) 学校

ア 情報共有体制の構築と充実

いじめ防止対策推進法が、学校に組織的な対応を求めるのは、教員相互の情報を集積・共有し、より実効的な解決・対応に結びつけるためである。

実効的な組織的対応が行われるためには、このような教員相互において具体的な情報の収集・集積の方法を構築する必要がある。

可能であれば、いじめ防止基本方針にもそのような体制の構築まで記載しておくべきであろう。

「いじめ」の事実の有無や内容の把握は、「速やかに」行われる必要があるが、「いじめ」があったかあるいはその気配を察知した時点で、すぐに教員から管理職に対して報告がなされる情報共有体制を構築すべきである。

また、事案が生じる以前から日常的に、気になる児童に目を配り、どうして気になるのかといった点を整理し、定期的な会議において教師間で共有しておくことも、教員が事前に備えるという意味で有効と考えられる。

その際、スクリーニングシートの活用など、実効性のある方策を検討すべきである。

イ 専門職の積極的活用

学校において実効性のある対応を行うためには、ＳＣやＳＳＷといった専門家からのアドバイスを受けることも有効であることは、いじめ防止対策推進法に記載のあるとおりである。

そのため、「いじめ」が確認された場合のいじめ対策会議のみならず、日常からの児童指導会議、ケース会議などで、折りに触れて専門家への相談が可能であることが望ましい。

学校において、定期的に相談する機会を設けて、いじめに関わるアンケートを共有し、その分析や意見をもらうなどを検討すべきである。

ウ 配慮を要する児童への対応と理解の促進

Xは、調査委員が聴取した限り、配慮を要する点が強く見受けられるような児童生徒ではなかったが、いじめ事象の背景には、Xに対する配慮をどこまで意識できていたかという点があったことは否定できない。

学校において、支援学級に在籍する児童のみならず、発達過程において配慮を要する点のある児童に対する情報を学校全体で共有し、学校として、当該児童を理解し継続的な取り組みにつなげることが求められる。

エ 効果的ないじめ対策アンケートの実施

「いじめ」を早期に発見して対応することは、被害児童の人権を守るために重要である。

学校や教師の側で、「いじめ」事実のみならず、被害児童の普段の言動に対しても、感度を高くするよう努めていれば、ふとしたきっかけから「いじめ」の存在に気付くことができ、早期に対応を取ることが出来た可能性が存在する。

このいわば「いじめ」の芽をのうちから対応する方法として、アンケートの実施が考えられるが、アンケートも毎年同じ内容をただ続けるのではなく、より「いじめ」の申告を受けやすく、児童生徒が回答しやすいよう、内容の充実、検討が求められる。

具体的には、子どもの関係性や困りごとを把握できるようにしたり、成長発達段階や学年に応じて内容を変える、学校において記載するだけでなく、家庭に持ち帰り記載する方法を取る、などが考えられる。またアンケートの回答結果は、学校だけではなく、SC、SSWとも共有して、その意見をもらうことで、学校だけの視点ではない「いじめ」の把握が可能になる場合も考えられる。

(2) 教育委員会

ア いじめ報告の制度の整備の必要性

学校が「いじめ」を把握した時点で、速やかに学校から教育委員会に対して「いじめ」の事実の報告を受けるシステムを作成する必要がある。

この報告は、簡単なものでも良いが、必ず書面(電子メールによるものも含む)によるべきであるほか、教育委員会において、事案の概要を把握できる程度のものである必要がある。

たとえば月に1回報告を受けるというだけでは、30日の不登校で「重大事態」の認定を求める、いじめ防止対策推進法の対応としては不十分であるから、定期報告のみならず、重大な事案や困難な事案については、適宜、報告を行う制度が必要である。

ただ、随時の報告は、学校現場への負担となる場合も考えられるため、教育委員会において、現場への負担の少ない最低限の書式・フォームの作成を行うべきであろう。

このような書面作成を求めることで、学校現場としては、一定の資料が作成されることになり、教師の転任の場合や小学校から中学校への進級の際にも引き継ぎ資料としての活用なども考えられるところである。

また、教育委員会としても、このような報告を受けることで「いじめ」事案の存在を意識することができるとともに、その解消の有無を学校に対し積極的に確

認を行うきっかけにもつながる。

「いじめ」事実の早期・定期的な報告により、重大事態の可能性をより早期に認識し、事案が重篤化する前に、教育委員会と学校との協働体制を構築し、事案の解決に向け動くべきである。

イ いじめ問題サポート専門委員会のさらなる活用

上記のような報告制度の整備などにあたっては、専門家からのアドバイスを受けることも有効と考えられる。その際には、既に存在するいじめ問題サポート専門委員会の活用が考えられよう。

また、サポート会議自体は、事案が生じた際の相談先としつつ、制度設計の部分などについては、別途、審議会的な組織を設け、教育委員会として、事案発生以前の学校や教育委員会の制度や東大阪市における状況の問題点の指摘を受けるようにするなど1つの方法と考える。

ウ 配慮を要する児童生徒に対応する制度の整備と教員の能力向上

教育委員会としても、配慮を要する児童生徒についての対応や人権への配慮について各種資料を学校に提示していた事実は認められるが、それが、一方的な提供となっていなかったか、学校現場にとって使いやすい資料となっていたか、学校側のニーズと合致していたかなどを再度検証すべきである。

学校現場が多忙なことはいうに及ばない。日常的な業務の中、教育委員会から一方的に提供された資料は活用されないままになることも十分予想されるところである。

「いじめ」に関する資料の提供のみならず、配慮を要する児童生徒への理解の促進や対応の向上、そのための制度の整備は、教育委員会においても学校現場で活用しやすいものとなっているかを意識し検討を続ける必要がある。

エ 専門職の積極活用に向けた周知・広報の徹底

教育委員会では、学校が専門職への相談を行いやすいよう、制度の設計を考えることが求められる。

日程の調整に積極的に関与するだけでなく、ケース会議の活用といった初めのところから、積極活用を促すべきである。

専門職活用のための制度の存在は、担当教員、管理職等に、年度初頭に周知を行うほか、適宜、広報を継続するなどして、周知の徹底を図るべきである。

東大阪市は、比較的学校数が多いことからいくつかのブロックに分けた会議が実施されているとのことであり、それ自体は各種の情報の周知の場として有効と言えるが、より実効性のある方策がないかの工夫は絶えず検討すべきであり、形式的な場となっていないか検証を行うべきである。

3 いじめ発見・通報を受けたときの対応の観点からみた改善策

(1) 学校

ア いじめ防止基本方針による組織的対応の明確化

Xからの聴取結果から、本件事象①の発生以前から、Xに対する「いじめ」(の芽)は存在したと考えられる。

このような状況をいち早く察知し、被害が大きくない段階から早期に対応すれば、少なくとも重大事態となることは避けられた可能性がある。

学校としては、いじめ発見から具体的な対応に至るまで、現場の教師に分かり

やすくする示すため、教員が取るべき対応をフローチャートのような形を設け、いじめ防止基本方針などにおいて明確に示し、教員へ分かりやすく周知を図ることが求められる。

組織的対応についても、どのように会議を開催し、対応することが望ましいか、具体的な対応を学校の基本方針に記載することが望ましい。

学校ごとのいじめ防止基本方針は、何かあればそれを確認する、そこに戻るといものであるから、現場の教師にとって使いやすいものである必要があり、そのような視点から再検討し、改定が求められる。

イ 学校の対応についての記録作成の徹底

学校が組織的対応を行うためには、記録の作成が必須である。

記録の作成は、学校が行ってきた対応を裏付けるものであるとともに、専門家への相談や、本調査のような第三者調査委員会による調査が実施される場合の基礎資料にもなる。

学校現場からどのように議事録や対応記録を作成すべきか分からないという疑問の声が上がる場合も少なくないことから、記録作成の方法もマニュアル化するなどして記載内容を具体的に提示できることが望ましい。

いじめ防止基本方針において、議事録フォームの作成（例えば、会議の日時、参加者、事案発生時期、被害者・加害者・関係者などの会議での検討対象、内容、アセスメントの内容、今後の予定、モニタリングの時期、課題、次回の会議日など）を示しておく、より記録作成が行いやすくなるであろう。

ウ まとめ

以上のとおり、いじめ防止基本方針の充実と改定を行い、学校現場にとって使いやすい形を意識することで、いじめ防止対策推進法といじめ防止基本方針を意識した対応が可能になると考えられる。

(2) 教育委員会

ア 教育委員会による学校への積極的な関与・助言

教育委員会は、本件についてX及びYからの連絡を受けて、学校側に意向などを伝えるなどを行ってきたということであった。

もっとも、本件事案について重大事態としての認定が行われる以前から、積極的に当事者意識をもって、主体的に関わるべきであったと言える。そのため、いじめに関する事案を教育委員会と学校とでも共有するとともに、学校との協議や働きかけをどのタイミングでどのようにして行うかなど、教育委員会内でも事前にマニュアル化しておくことが望ましいと言える。

加えて、指導主事について、いじめ防止対策推進法及びいじめ対応について、（できれば専門家による）教育委員会としての関わり方に関する研修機会を充実させるべきである。

イ 専門職による学校の相談機関の整備

いじめ問題サポート専門委員会とは別途、いじめの対応や事前防止の体制など、具体的な事案の相談というよりは、制度設計などに関して検討・検証を行い、必要に応じてアドバイスを行う組織体制の構築が求められる。

少なくとも本事案以前には、学校及び教育委員会の体制や制度のあり方に対して、意見を出すような組織があったとは見受けられない。

また、いじめ問題サポート専門委員については、学校からも直接の相談が可能ということであれば、教育委員会としても、より積極的にその活用を求めるよう現場に勤めるとともに、これまで以上に広報を徹底することが求められる。

ウ 学校への情報周知方法の再検討

教育委員会から学校に対する、「いじめ」対応や人権教育、配慮を要する児童生徒への対応といった、現場に知っておいてもらいたい情報の周知、伝達について、ただ資料を配付するにとどまっていたのではないかとの疑念がある。

そこで、情報提供の方法を再検討するとともに、必要な情報については、時間を設けてでも、具体的な研修を実施すべきである。

教育委員会から、実際に研修を実施しているかどうか、実施したとしてどのような内容であったかを確認するなど、学校側に確認を行うなど学校現場に任せるだけではない対応が求められる。

エ いじめ防止基本方針の改定

学校毎の基本方針のみならず、東大阪市の基本方針についても、現場の教師にとって使いやすく、何かあればそこに戻るという形での改定が必要であるほか、学校毎の基本方針についても、その見直し、改定を必要に応じて学校に促すべきである。

「いじめ」を受けた児童生徒がいる場合、いじめ防止基本方針では、おおむね次のような対応が学校に求められている（法23条参照）。

- ① いじめの疑いのある通報を受けたときの対応
- ② 事実関係の調査と設置者への報告
- ③ 被害者及び保護者への支援
- ④ 加害者及び保護者への指導
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

これらの対応は現在のいじめ防止基本方針にも記載されているものの、本事業案でも見られるとおり、学校対応の基礎となったとは言い難い。

また、上記①から⑤までの対応は、意識していなくとも学校において従前行われていたものと考えられるが、教員が必ずしも意識して行っていたとは言えないため、教員に対して対応を明示し行動の指針とするためにも、可能な限り具体的な記載となることが望ましい。

4 いじめ対策委員会の開催と関係者間の情報共有の観点からみた改善策

(1) 学校

ア 対応にあたっての基礎資料の作成

学校は、「いじめ」の事実を発見しあるいは申告を受けた当初から、学校が行ってきた対応に関する記録、会議の議事録を作成することが求められる。

このように作成された資料を基礎として、関係者の間で丁寧な情報の共有を行うべきである。特に、学校において対応が難しいと考えられる事案の対応において、記録化することは教育委員会との情報共有などの点でも不可欠である。

このような記録の作成は、学校が組織として方針を明確にし、いじめに関する継続的な取り組みを行っていく上でも、当然、求められるものである。

イ いじめ対策委員会への専門職の出席等を求めること

本事例の場合、いじめ対策委員会におけるＳＣやＳＳＷなどの専門家の参加頻度は乏しく、専門家への相談のタイミングも早かったとはいえない。いじめ対策委員会へのＳＣやＳＳＷの出席は、法律や基本方針においても求められている。そのため、いじめ対策委員会等の会議の場には、専門家の参加を意識して求める必要がある。

また学校側から、ＳＣやＳＳＷの参加を求める積極的な姿勢が必要である。

これらの点は、ＳＣ・ＳＳＷら本人にも事前に知らせておき、学校も出来る限り、専門家が参加出来るような日程を設定する。また、専門家が参加出来ない場合には、会議後、丁寧に会議での情報を共有すべきである。この点でも、記録の作成は重要である。

(2) 教育委員会

ア 記録作成を積極的に学校に勧めること

教育委員会においても、学校に対して、いじめ対策委員会などの組織的な対応を取った場合、会議などについての記録作成が行われているかを確認し、もしこれが行われていないようであれば、記録の作成を促すべきである。

教育委員会において学校現場に不足している事項があると感じた場合、より積極的に改善を助言すべきである。ひいては、それが学校現場を守ることにつながることも意識すべきである。

近時、教員についていわゆる働き方改革が指摘され、教員の労働環境に対しても配慮が求められる社会情勢にある。しかし、事案が生じてから後に作成される記録と、事象の経過に応じて適時適切に作成された記録とでは、後者の方がより信頼性があるものと評価されやすく、信用性の意味で大きく異なるものと意識すべきである。

学校において、第三者調査委員会の開催が決まり、慌てて記録が作成されるようでは、当該記録が正確な記憶に基づき作成されたものといえるかどうか疑問があるし、かえって学校現場の負担となることも想定される。

教育委員会としては、議事録の雛形や最低限記載が求められる内容などを事前に学校現場に伝えるなど、より実践的な方法の周知を徹底すべきである。

イ 専門家への相談と学校への情報提供・情報共有

学校は、本事案の対応に関して、後にＳＣへ相談できたことで対応について安心感を得られたとの感想を述べていた。

学校は、ＳＣ等の専門家を被害児童生徒側との面接につなげるとの意識が強いが、実際には、専門家への相談は「いじめ」に対する対応に苦慮する学校にとっても援助となる場合がある。そのため、事案が重篤化する以前の事案の初期の段階から、学校が専門職に対して相談できるシステムの存在を、今以上に学校現場に対し周知する必要がある。

またスクールロイヤー（以下、「ＳＬ」とすることがある）については、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針においても明確な位置づけがないものの、学校が法的な裏付けをもって対応できるよう積極的な活用を図るべきである。

これらの制度の存在の情報提供を徹底するとともに、教育委員会においては、学校現場に対し、専門家への相談のハードルを下げ、相談のしやすい環境を作るよう努力すべきである。

5 いじめられた児童又はその保護者への支援の観点からみた改善策

(1) 学校

ア 被害児童・保護者に対して寄り添う姿勢をより前に出す必要性

- ① いじめ防止対策推進法23条5項は「学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」と定めており、情報共有の重要性を規定している。そのため、学校は、被害児童・児童の保護者とのコミュニケーションを深め情報共有を密に行うとともに、学校がどのような対策・方針を検討しているかを具体的に保護者に示す必要がある。

確かに、いじめの被害にあった児童生徒の保護者は、時に学校に対し厳しい対応を取る場合がある（なお、本件事案でのYがそのような対応を取ったという趣旨ではないことには注意されたい）。

しかし、自らの子がいじめの被害に遭った保護者が、学校現場に対し、厳しい言葉を投げかけ、また厳しい対応を迫ること自体は、心情的に十分理解できることである。その一事をもって、学校現場が当該保護者への対応が難しいと評価したり、当該保護者の主張は不当なクレームであるといった評価を下すことは早計であり、控えるべきである。

もちろん当委員会も、被害児童の保護者とはいえ、違法・不当な対応を許容するものではない。しかし、時に被害側が厳しい言動を述べる場面があったとしても、学校は、なぜ保護者はそのような要望を出すのかに対してアセスメントを行って、背景にある事情に思い致すべきである。

- ② 被害児童が「いじめ」を理由として学校を欠席した結果、被害児童の学習に遅れが生じることはあってはならない事態であり、学習保障に対する配慮が求められる。

この点についても、学校現場が、保護者との協議に注力するあまり、被害児童が置いていかれるような事態はあってはならない。

学校として意識するとともに、保護者から求められて提案を行うのではなく、より積極性と主体性を持って学校からの保護者に対し提案を行うことが、信頼を取り戻すために必要となる。

時に学校は、保護者に対し提案が断られるのではないかとの視点を持つ場合があるかもしれないが、「いじめ」対応のために保護者と協働する見地からは、それも1つの機会ととらえ、保護者と協議を深め、より良い内容となるよう努めるべきと考える。

イ 子どもの個性に配慮した支援の充実

Xは、4年生のころまで配慮を要する点に対する対応は学校として丁寧に行われていたようである。

その後、学校の対応に丁寧さがなかったとは言えないものの、過去の記録との対比では、残されている記録の分量にも大きな差が認められ、近時の対応がどのようなものであったか、どのような視点から行われていたのか、残された記録からは明らかとは言えない。もし過去に記録に残されているのと同様に丁寧な対応がXが5年生となって以降も行われていれば、その後の「いじめ」が見逃され、また結果としてXが長期にわたり不登校となるような事態は防止できた可能性がある。

この点を踏まえ、学校現場は、子どもの個性や特性に応じた充実した支援を行える体制と心構えをもつべきである。

ウ 学校の姿勢のあり方の改善

- ① 学校において、重大事態となるような事案においては、保護者との間で窓口になる者を特定し担当者を明確にしておく必要があるとともに、保護者に寄り添える関係を築く努力が求められる。

もっとも、すべての対応を当該窓口のみに委ねるのではなく、事案の対応、検討は学校全体において組織的に行うべきであることは言うまでもない。

- ② 当該児童について配慮を要する点や心情などのアセスメントを、組織的に早期から専門職を交えて、定期的かつ継続的に行う必要性がある。

しかし、学校は、専門家のアドバイスを受けるにしても、専門家だけに任せることなく、学校として主体的に事案に関わる意識を持つ必要がある。学校が当事者としての意識を持っていないことは保護者に容易に伝わるものと想起すべきである。

同様に、学校は、いじめの被害にあった児童生徒について配慮を要する点や心情などのアセスメントを、早期から専門職を交えて定期的かつ継続的に行いながら対応を検討すべきであるが、最終的な判断は、学校自身が責任を持って行うべきことにも注意が必要である。

(2) 教育委員会

ア 保護者からの連絡の共有

本件事案において、Yは、早い段階から、学校のみならず、教育委員会に対しても、連絡を取っていた事実が認められる。

教育委員会には多数の情報が寄せられると考えられるが、直接、教育委員会に寄せられる意見を、学校に対してそのまま伝えるだけではなく、教育委員会としても、その背景にある事情に見立てをたて、必要に応じて、校内におけるいじめ対策委員会へ参加するなどして、学校への具体的な支援を行うべきである。

その上で、重大事案に発展する可能性に対し予測を立て、そのような事態にならないよう、学校に必要な助言を行うべきである。

イ 事案に対する危機感の共有

本件では、教育委員会として、「いじめ」対応としての助言だけではなく、被害にあった児童生徒について配慮を要する点に関する助言や保護者の心情を鑑みた学校への関与助言が求められる。

そのため、教育委員会が早期から学校と危機感を共有することが重要であり、学校に対しケース会議の開催を求めたりするほか、教育委員会としてはケース会議の開催や専門家への相談が必要と考えながら学校がそれを行わない場合は、教育委員会が主導的な立場をとって開催や相談を促すことも検討すべきである。

6 いじめた児童への指導又はその保護者への助言の観点からみた改善策

(1) 学校

ア 加害児童への適時・適正な指導の実施

本件事案では、具体的な聴取は事案が生じてから3か月が経過して以降に行

われており、そもそも事実関係の確定が十分とは言えなかったと言える。

本来であれば、いじめ防止対策推進法の実効性の定義に則り「いじめ」事実の早期発見を受けて、被害児童のみならず加害児童からの聞き取りを実施し、認定された事実をもとに指導にあたり、その後、認定された事実を基礎として、速やかに加害児童の保護者と共有し、加害児童に指導を行い、解決に向けて理解を図る必要がある。

したがって、学校には、速やかな事実関係の調査・確認とともに、その結果を踏まえた加害児童への指導が求められる。

(2) 教育委員会

ア 教育委員会による積極的な関与

教育委員会としては、Yから連絡を受けていたのであるから、これらの情報を学校と共有し、Xに配慮して早期の聴取を実施するよう、学校に助言する必要があると考えられる。

教育委員会としては、学校の取り組みの中で不足している点への具体的な支援を行う必要があるが、本件では、重大事態との認定後は、教育委員会も関与する専門家を交えた動きがあるものの、それ以前の早期の段階でも、このような動きが求められる。

7 いじめが起きた集団への働きかけの観点からみた改善策

(1) 学校

ア いじめの下地となる動きを見逃さないための対策

Xが小学校5年生の段階から、遊びの中において、被害児童に対する「いじめ」が生じていた可能性がある。このような動きに備えるためには、教員だけでなく児童や保護者に対しても、「いじめ」の認識をさらに深めるような取り組みが求められる。

教員・児童が日常の「いじめ」の芽を見逃さない集団づくりが必要であるほか、普段から、人権に対する教育を実施する必要がある。

特に本事例にみられるような、不用意な言葉によって人を傷つけることを再認識した教育実践が望まれる。

(2) 教育委員会

ア 人権教育・人権啓発のいっそうの充実

従前から、いじめ予防教育や人権教育の実施に向けた取り組みは行われていたと考えられるが、本件事案の発生を受けて、これまで以上に積極的な発信が現場に対して必要である。

また、実施を現場のみに任せるのではなく、教育委員会から発信した内容が実際に実施されているかの検証なども求められる。

8 その他の改善策

(1) 学校

ア 一貫性と緊張感を維持した継続的対応を行うこと

配慮を要する児童については、継続的な指導の記録を残しておき、教員間で適宜、情報共有を行うことが求められる。

担当者が代わっても情報の確実な引き継ぎが求められ、学年人事においても配慮が求められる。

学校現場には人事異動が存在するのであるから、特に学校として気を付ける事案、丁寧に取り扱うべき事案については、文書による引き継ぎを行うべきである。

イ 事案に対する丁寧な見立てを行うこと

学校は、保護者とのコミュニケーションを丁寧に行い、保護者の要求の真意はどこにあるのかを見極める必要がある。

このような保護者の心情に対する深い理解のためには、専門家の助けを借りつつ、専門家と共に、アセスメントに基づいた対応の方針や具体策について定期的かつ継続的に検討する必要がある。

(2) 教育委員会

ア 過去の類似事例の存在と調査報告の結果から学ぶべきこと

東大阪市においては、過去、本件と全く同種ではないものの、いじめの重大事態の実例が存在している。当該事案の詳細は割愛するが、本件事案との類似点が存在しており、その反省が必ずしも活かされていないのではないかと懸念する。

そのため、本報告書においては、これ以上、「いじめ」で傷つく児童生徒がなくなり、また同様の重大事態が生じることがないように、本報告書を基礎とした校内研修を、各学校において行うことを提案する。

とりわけ生徒指導に従事する教員は、いじめの定義や対応などの基本的な点で共通認識を深めるよう求めたい。

その研修においては、専門家を講師とし、基礎から実践に至る計画的な研修の実施が求められる。

イ SCをはじめとする専門家の活用

専門家の活用を積極的に発信し、その利用を検討すべきである。

事案そのものへの見立てについても、専門職の意見を聴くべきであるし、学校現場は、被害者に繋がるだけではなく、学校こそが相談をし、活用できることを知るべきである。また、教育委員会としても、専門家を利用しやすい環境を整え、各種会議への専門家の参加を促すべきである。

第7 まとめ

学校現場において、教員は、日々、子どもたちのためを考えて行動している。

教員は、決して意図的に「いじめ」を放置したり許容している訳ではなく、また「いじめ」により児童生徒が不登校になることを望んでいる教員は皆無であろう。

しかし、学校としての活動の中で、時に、個々の子どもたちへの配慮が忘れられているかのように映ってしまうことがある。

本件事案において、本報告書において認定した被害児童に対する「いじめ」をきっかけとして、被害児童が不登校に陥ったことは否定できず、当時だけではなく、その後の学校生活や精神状態に影響を与えていると言える。

このような事案が再発しないよう、子どもの教育に関わる教員ひとりひとりが、改めて「いじめ」を見過ごさないという強い決意を持つことが求められる。

学校という組織として見た場合でも、日ごろから人権教育を丁寧に行い、いじめ予防策を実施しつつ、初動のみならず普段から組織的な対応を心がけ、体制を整えるべきである。

このような対応は、個々の教員、学校のみで行えるものではなく、教育委員会においてもまた、日ごろから、人権教育といった基本的な点から、いじめ予防、早期発見、認知後の対応などのフローを構築し、現場の教員が対応しやすい環境を整えつつ、学校、教員と緊密な連携が重要である。

さらに、本件事案では、他職種であるSC、SSW、SLの活用も、法が求める対応もできておらず、十分ではなかった。

いじめ防止対策推進法が定められ、こども基本法・こども大綱が定められるなど、子どもの権利に対する施策の充実が進められる中、学校現場では、これまで以上に、法律と子どもの権利人権が意識されなければならない。

学校、教員は、そのための様々な定めを負担と捉えるのではなく、一定の枠組みが示されており、それを遵守する中で、子どもたちの安心安全が図られることを切に希望する。

「チーム学校」としての動きが重要であることは多言を要しないが、これまで述べた学校現場における課題・問題点に正面から取り組み、専門職の視点も大いに活用し多くのおとなが関わることで、子どもたちの最善の利益を守りぬく意識を持つてもらうことを期待して、本調査報告書の最後としたい。

以上

